

9 月 1 1 日 (第 3 日)

9月11日(金)第3日 午後2時00分開議

出席議員

1番	堅道隆司	2番	越野哲也
3番	野崎剛睦	4番	前田鎮夫
5番	胡子雅信	6番	林久光
7番	住岡淳一	8番	山根啓志
9番	胡子勝弘	10番	登地靖徳
11番	浜西金満	12番	山本一也
13番	石下洋子	14番	吉岡憲伸
15番	新家勇二	16番	鎌田哲彰
17番	下河内泰	18番	太刀掛隼則
19番	扇谷照義	20番	小西俊明
21番	沖也寸志	22番	伊藤一志
23番	西中克弘	24番	山木信勝
25番	上田正		

欠席議員

なし

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	田中 達美	副市長	正井 嘉明
副市長	山西 文男	教育長	万治 功
総務部長	酒永 光志	市民生活部長	西山 弘行
福祉保健部長	徳永 信幸	産業部長	島本 俊明
土木建築部長	幸野 潔	会計管理者	空久保博志
教育次長	重川 忠道	消防長	岡野 数正
企業局長	大越 静博	総務課長	土手 三生
財政課長	久保 和秀	企画振興課長	有馬 博之

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	玉井 栄藏
議会事務局次長	河下 巖
議事調査係長	新庄 啓子

議事日程

日程第1	議案第83号	平成20年度江田島市一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第2	議案第84号	平成20年度江田島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 3 議案第 85 号 平成 20 年度江田島市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第 86 号 平成 20 年度江田島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第 87 号 平成 20 年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第 88 号 平成 20 年度江田島市介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第 89 号 平成 20 年度江田島市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第 90 号 平成 20 年度江田島市港湾管理特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第 91 号 平成 20 年度江田島市漁港管理特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 10 議案第 92 号 平成 20 年度江田島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 11 議案第 93 号 平成 20 年度江田島市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 12 議案第 94 号 平成 20 年度江田島市地域開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 13 議案第 95 号 平成 20 年度江田島市公共下水道事業（能美地区）会計決算の認定について
- 日程第 14 議案第 96 号 平成 20 年度江田島市交通船事業会計決算の認定について
- 日程第 15 議案第 97 号 平成 20 年度江田島市国民宿舎事業会計決算の認定について
- 日程第 16 議案第 98 号 平成 20 年度江田島市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 17 発議第 11 号 教育予算の拡充を求める意見書について
- 日程第 18 発議第 12 号 天皇陛下御即位二十年を奉祝する賀詞の決議について

開会（開議） 午前１０時００分

○議長（上田 正君） ただいまの出席議員は２５名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成２１年第５回江田島市議会定例会３日目を開きます。

これから、本日の会議を開会します。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第１ 議案第８３号～日程第１６号 議案第９８号まで

○議長（上田 正君） 日程第１「議案第８３号 平成２０年度江田島市一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第１６「議案第９８号 平成２０年度江田島市水道事業会計決算の認定について」までの１６議案を一括議題といたします。

本１６議案に対し、山木 信勝決算審査特別委員長の報告を求めます。

山木委員長。

○決算審査特別委員長（山木信勝君） 決算審査特別委員会報告書、本委員会は、平成２１年第５回江田島市議会定例会本会議（２日目）において付託された次の議案について、総務・文教厚生・産業建設の３分科会に分割し、慎重に審査をした結果、次のとおり決したので、会議規則第１０３条の規定により報告します。

平成２１年９月１１日

江田島市議会議長 上田 正様

江田島市議会決算審査特別委員会 委員長 山木 信勝

審査した議案

議案第８３号「平成２０年度江田島市一般会計歳入歳出決算の認定について」から、議案第９８号「平成２０年度江田島市水道事業会計決算の認定について」までの１６議案でございます。

２ 審査年月日 平成２１年９月１０日

３ 審査の概要 本審査に当たっては、各会計決算書及び付属書類・証書類はすべて監査委員の審査済みであり、その意見書も提出されているので、計数的な面での審査は省略し、平成２０年度各会計における予算の執行が議会議決の趣旨を尊重し、適正にして公正かつ能率的に執行されたかどうか、あるいは行政の目的とする地域住民の福祉の増進のためにどのような効果があげることができたか、行政効果の観点から審査を行った。

４ 審査の結果 平成２０年度の一般・特別並びに各企業会計の決算認定にあたっては、前述したような審査の着眼点に基づき、決算書の内容について、関係職員の説明を聴取し検討を行ったところ、一般・特別並びに各企業会計決算は、適法にしてかつ予算議決の趣旨を尊重しながら、健全な財政運営に努められていると認めた。よって、平成２０年度一般・特別並びに企業の各会計決算については、賛成多数で認定することに決した。

しかし、次の点については、今後さらに検討を加え是正すべきであると考えてるので、分科会別に個別意見並びに要望事項として付する。

5 個別意見（要望事項）

（総務分科会）

①多様化する行政需要や市民ニーズに応えるため、組織事業の見直し、資質向上のための職員研修等を充実させ、市民から愛される行政運営がなされるよう努力されたい。

②海上交通とともに、市民の生活を支える交通手段であるバスの運行については、関係機関・事業者と連携を密にして、路線の確保、充実、海上交通との連絡の円滑化を努められたい。

③消防・救急業務においては、組織機構の改革を進めるとともに、計画的な車両等整備に努め、市民に江田島市で暮らせるための基礎的条件である安全・安心をさらに高め、提供されるよう望む。

次に、文教厚生分科会であります。

①歳入における市税等（市税・保育料・国保税・住宅新築資金等貸付償還金）の収入未済額は9億6,715万9,000円となっている。前年度と比べて253万3,000円の改善がなされているものの、多額の収入未済額は将来にわたる行政の執行に悪影響を与えることにもなりますので、悪質な滞納者については、不動産の差し押さえ、競売等の法的措置を積極的に行い、「税の公平さ」が保てるよう鋭意努力されたい。

②統廃合後の学校等の跡地利用については、地域振興を重視する観点から、住民の合意を得て、有効な活用を図られたい。

③各種団体への補助金交付については、活動内容等を精査し、実績に応じた適切な額を支出することとされたい。

次に、産業建設分科会

①農作物に被害を及ぼしているイノシシ・カラス等の有害鳥獣対策については、農業者を守るという観点から、先進事例に学びながら、もっと有効的な被害防止策を推進されるよう望む。

②ブランド化されている夏カキ「ひとつぶくん」また、市の特産品でもある冬カキについては、新鮮で安全・安心を積極的にPRし、消費拡大につながるよう努力されたい。

③指定管理者制度で管理運営を代行させている「海辺の新鮮市場」の施設維持管理料については、施設の利用状況を精査し、適切な支出がなされるよう検討されたい。

④住宅使用料の収入未済額は駐車場使用料を含めて1億7,103万9,000円となっており、前年度より1,175万7,000円の増となっている。悪質な滞納者については、法的措置を積極的に行うなど、厳しい態度で望まれたい。

以上で報告を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって決算審査特別委員長の報告を終わります。

これより、委員長の報告に対する質疑に入ります。

なお、委員長への質疑は、報告にあります委員会の経過と報告に対するものであります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。
これより、討論を行います。
討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。
これより、本16案それぞれについて採決を行います。
16案についての委員会の報告は認定するものであります。
それでは、最初に議案第83号「平成20年度江田島市一般会計歳入歳出決算の認定について」委員長の報告どおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員であります。
よって、本案は認定することに決定しました。
次に、議案第84号「平成20年度江田島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」委員長の報告どおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員であります。
よって、本案は認定することに決定しました。
次に、議案第85号「平成20年度江田島市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について」委員長の報告どおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員であります。
よって、本案は認定することに決定しました。
次に、議案第86号「平成20年度江田島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」委員長の報告どおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員であります。
よって、本案は認定することに決定しました。
次に、議案第87号「平成20年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について」委員長の報告どおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員であります。
よって、本案は認定することに決定しました。
次に、議案第88号「平成20年度江田島市介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について」委員長の報告どおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

次に、議案第89号「平成20年度江田島市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」委員長の報告どおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

次に、議案第90号「平成20年度江田島市港湾管理特別会計歳入歳出決算の認定について」委員長の報告どおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

次に、議案第91号「平成20年度江田島市漁港管理特別会計歳入歳出決算の認定について」委員長の報告どおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

次に、議案第92号「平成20年度江田島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」委員長の報告どおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

次に、議案第93号「平成20年度江田島市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」委員長の報告どおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

次に、議案第94号「平成20年度江田島市地域開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について」委員長の報告どおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

次に、議案第95号「平成20年度江田島市公共下水道事業（能美地区）会計決算の認定について」委員長の報告どおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

次に、議案第96号「平成20年度江田島市交通船事業会計決算の認定について」委員長の報告どおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

次に、議案第97号「平成20年度江田島市国民宿舎事業会計決算の認定について」委員長の報告どおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

次に、議案第98号「平成20年度江田島市水道事業会計決算の認定について」委員長の報告どおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

日程第17 発議第11号

○議長(上田 正君) 日程第17「発議第11号 教育予算の拡充を求める意見書の提出について」を議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。

12番 山本議員。

○12番(山本一也君) 発議第11号「教育予算の拡充を求める意見書の提出について」

地方自治法第112条及び江田島市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

江田島市議会議長 上田 正様。平成21年9月11日提出。提出者 江田島市議会議員 山本一也。賛成者 江田島市議会議員 住岡淳一。賛成者 江田島市議会議員 山根啓志。賛成者 江田島市議会議員 林 久光。賛成者 江田島市議会議員 沖 也寸志。賛成者 江田島市議会議員 吉岡憲伸。

この発議案の内容は、別紙のとおりであります。一読のほどよろしくお願いいたします。

○議長(上田 正君) 以上で趣旨説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、発議第11号「教育予算の拡充を求める意見書の提出について」を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員であります。

よって、発議第11号「教育予算の拡充を求める意見書の提出について」は、原案のとおり可決されました。

日程第18 発議第12号

○議長(上田 正君) 日程第18「発議第12号 天皇陛下御即位二十年を奉祝する賀詞の決議について」を議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。

沖 也寸志議員。

○21番(沖 也寸志君) 発議第12号 「天皇陛下御即位二十年を奉祝する賀詞の決議について」

地方自治法第112条及び江田島市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

江田島市議会議長 上田 正様。平成21年9月11日提出。提出者 江田島市議会議員 沖 也寸志。賛成者 江田島市議会議員 山本一也。賛成者 同じく吉岡憲伸。賛成者 同じく住岡淳一。賛成者 同じく山根啓志。賛成者 同じく林 久光でございます。

1枚おめくりください。

天皇陛下御即位二十年を奉祝する賀詞(案)でございます。

天皇陛下におかれましては、本年十一月十二日には、御即位をされて二十年を迎えられますことは、江田島市民ひとしく慶賀にたえないところであります。ここに江田島市議会は、市民を代表して謹んで慶祝の誠を表します。以上決議する。平成21年9月11日。広島県江田島市議会。以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長(上田 正君) 以上で趣旨説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

5番 胡子議員。

○5番(胡子雅信君) すみません、1つ伺いたい点がございます。こちらの今、意見書として出されました賀詞の件なんですけど、これは例えば新聞紙とかで議会の賀詞を表すという理解でよろしいでしょうか。

○議長(上田 正君) もう一度、内容を。

○5番(胡子雅信君) 今、提出いただきました意見書なんですけども、議決されましたら、新聞紙であるとか、例えば中国新聞であるとかですね、そういったところで江

田島市議会として賀詞を表すと、要は議会としてお祝いの広告するというんでしょうか、そういうところで表すということの理解でよろしいでしょうか。

○議長（上田 正君） 5番議員さん、広告に出すとかそうではなしに、たとえばうちの議会だより等ではそういうものを載せる、広告を新聞に出すとか等じゃなしに、そういう意味で、いいですかね。

○21番（沖 也寸志君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

今の広報誌、江田島市議会だよりには、通常の発議等、意見書として決議されるかどうか今からでございますが、それは載るとは思いますが、報道の関係については、ほかの議会等々も今までこういうことが、例えばローカルな新聞に載ったとかいうことはまだ聞いておりませんので、今後その報道の姿勢を見守るとしか今のところ答えようがございません。もしいうことであれば載るかもわかりませんし。ちょっと今のところはつきりしたことは申し上げることができません。以上でございます。

○議長（上田 正君） 16番 鎌田議員。

○16番（鎌田哲彰君） ちょっとお伺いします。

これは例えばどこからかが、これはいかがかというふうな依頼があったものか、それとも提出者もしくは賛成者自らがそういう気持ちの中で提案されたものか、それをお伺いします。

○議長（上田 正君） 今、これ各市町村に天皇陛下御即位二十周年奉祝広島県委員会というのがありまして、その中に今の祝辞の中に、県議会の議長とかそういったもの各市町村に回つとるんです。それを受けて、各市町村で意見書を出そうということになったんです。うちが独自に出すんじゃなしに、そういうものの中での各市町村にお願いがきています。

16番 鎌田議員。

○16番（鎌田哲彰君） 別にそれでは構わないんですけども、こうした発議がですね、ポンと前日に渡されたりとか、中身がわからんままにここでただ採決するかだけにいつも終わるんですが、例えば団体からきたものであるとか、自らの発議であるとかというような事前説明ぐらいはどこかであってほしいと思うんですが、今さら言うてもしよがないんですが、今後は、そういうふうな形をとっていただければ、みやすいんじゃないかと思しますので、要望としてお願いをしておきます。以上です。

○議長（上田 正君） はい、わかりました。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これから、発議第12号「天皇陛下御即位二十年を奉祝する賀詞の決議について」を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、発議第12号「天皇陛下御即位二十年を奉祝する賀詞の決議について」は、原案のとおり可決されました。

○議長(上田 正君) 以上をもって本定例会に付議された案件の審議はすべてを終了いたしました。

これで平成21年第5回江田島市議会定例会を閉会します。

皆さんご苦労さんでした。

(閉会 14時28分)

地方自治法 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

江田島市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員